

五木村立五木学園体育館空調設備運用規程

（目的）

第1条 この指針は、五木学園体育館に設置した空調設備の適正かつ効率的な運用に関し必要な事項を定め、児童生徒の教育環境の向上、熱中症及び寒冷時における健康被害の防止、施設利用者の安全確保並びに災害時における避難所機能の充実を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 空調設備の運用基本方針は、次の各号とする。

- 1 空調設備は、児童生徒の健康及び安全を最優先として運用する。
- 2 教育活動に支障が生じないよう適切に運用する。
- 3 省エネルギー及び設備の長寿命化に配慮する。
- 4 地域住民への施設開放及び災害時の避難所として有効に活用する。

（使用対象）

第3条 空調設備は、次に掲げる場合に使用する。

- 1 学校の教育活動
- 2 学校行事
- 3 部活動
- 4 教育委員会が許可した学校施設開放事業
- 5 村又は教育委員会が主催する事業
- 6 災害時における避難所運営

（運転基準）

第4条 空調設備の運転基準は次のとおりとする。

（1）冷房

次のいずれかに該当する場合を目安として運転する。

- ・体育館内の室温が28℃以上となる場合
- ・暑さ指数(WBGT)が28以上となる場合
- ・熱中症警戒アラートが発表された場合
- ・学校長が必要と認めた場合

（2）暖房

次のいずれかに該当する場合を目安として運転する。

- ・外気温が15℃以下または体育館内の室温が20℃以下となる場合
- ・学校長が必要と認めた場合

（設定温度）

第5条 空調設備の設定温度は次のとおりとする。

- 1 冷房は、運動時においては28℃、各種行事等においては26℃程度を標準とする。
- 2 暖房は20℃程度を標準とする。
- 3 外気温や利用状況に応じて必要最小限の範囲で調整する。

(運転時間)

第6条 空調設備の運転時間は次のとおりとする。

- 1 事前冷却については、使用開始の概ね30分前から運転する。
- 2 使用終了後は速やかに停止する。
- 3 長時間使用しない時間帯がある場合は、点けたままにしない。

(使用管理)

第7条 空調設備の使用管理は次のとおりとする。

- 1 リモコンは学校が管理する。
- 2 利用者は無断で設定温度等を変更してはならない。
- 3 使用後は電源停止を確認する。
- 4 異常を発見した場合は速やかに学校へ報告する。

(学校施設開放時)

第8条 空調設備の学校施設開放時の使用は次のとおりとする。

- 1 学校施設開放において空調設備を使用する場合は、あらかじめ使用申請を行うものとする。
- 2 空調設備の使用料は、五木村学校施設使用条例その他関係規程に基づき徴収する。
- 3 利用責任者は、設備の適正な使用及び退館時の確実な確認を行うものとする。

(災害時の取扱い)

第9条 災害時に体育館を避難所として開設した場合は、避難者の健康維持及び生活環境の確保を目的として、村災害対策本部の指示により空調設備を運転する。

(保守管理)

第10条 空調設備の保守管理は次のとおりとする。

- 1 空調設備は保守点検計画に基づき適切に維持管理する。
- 2 フィルター清掃及び定期点検を実施する。
- 3 電気使用量及び運転状況を把握し、省エネルギーに努める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。